

3. 事業別配慮指針

3-1 県土利用にあたっての環境配慮指針

土地は生活や生産活動の共通の基盤であることから、適正な利用を図り、環境の保全に努めることが重要です。

このため、土地の利用にあたっては、計画段階のできるだけ早期から当該地域の環境特性や環境配慮事項を把握し、環境への影響をできる限り回避する等の措置によって、環境への負荷の少ない土地利用を進めることが必要です。

ここでは、「沖縄県国土利用計画」「自然環境の保全に関する指針」及び「生物多様性保全利用指針 OKINAWA」に沿って、環境に配慮すべき事項を示します。

■土地利用区別の配慮指針

土地利用区分ごとに配慮事項を示します。なお、各利用区分を個別にとらえるのではなく、横断的な観点や相互の関連性に十分留意することも必要となります。

①農地(農用地)
<ul style="list-style-type: none">■まとまりのある優良農地を確保し、県土保全や水源涵養保全等の公益的機能を保全する。■宅地と混在する農地は、地域住民の意向に配慮しつつ、農業生産活動と周辺環境が調和するよう努める。■県土保全や自然環境保全等の多面的機能が高度に発揮されるよう配慮するとともに、赤土等流出防止対策等を推進し、農地保全及び環境負荷低減を図る。■既成市街地内の農地については、良好な都市環境の形成及び防災空間の観点にも配慮した保全と利用を図る。
②森林・原野
<ul style="list-style-type: none">■沖縄島北部(やんばる)や西表島等を含む原生的な森林や保護・保全を図るべき森林は、その保護・保全を基本とし、適正な維持・管理を図る。■生物多様性保全や温室効果ガスの吸収源、水源涵養、県土保全等の公益的機能を考慮し、将来世代が森林の持つ多面的機能を享受できるよう、多様で健全な森林整備と林業基盤の整備を図る。■森林の有する機能に応じたゾーニングを行い、自然環境に配慮した持続可能な林業生産活動、計画的な森林・林業の振興を図る。■都市やその周辺の森林では、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全・再生を図る。■農山漁村集落周辺の森林では、地域社会の活性化に加え、自然との触れ合いを求める動きや森林ツーリズムの高まりといった多様な県民的要請に配慮しつつ、適正な利用を図る。■原野のうち、湿原や草原などの野生生物の生息・生育環境等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観維持の観点から保全を基本とし、自然が劣化している場合には、自然環境の再生を図る。■その他の原野や採草放牧地については、地域の自然環境に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。

③沿岸域、水面(湖沼やため池)・河川・水路(農業排水路)等
<ul style="list-style-type: none"> ■自然海岸や砂浜、干潟等の自然が残されている沿岸海域では、多様な生態系の保護・保全を図るとともに、自然体験型の親水空間としての利用を図る。 ■港湾・漁港等では、自然環境に配慮するとともに、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、県民に開放された親水空間の整備に努める。 ■沿岸域の多様な生態系や景観の保全・再生、赤土等流出防止対策、汚濁負荷対策、漂着ごみ対策を図るとともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を図る。 ■湖沼やため池、河川や農業用排水路では、野生生物の多様な生息・生育環境の保全等、自然環境に配慮するとともに、自然の水質浄化機能や魅力ある水辺空間、都市における貴重なオープンスペースなどの多様な機能の維持・向上を図る。
④道路
<ul style="list-style-type: none"> ■市街地では、環境施設帯の設置、道路緑化などの良好な沿道環境の保全・創造を図る。 ■島しょごとに特色ある沖縄の自然・文化・歴史等を生かした道路空間の形成と保全に配慮する。 ■農道、林道の整備においては、自然環境に十分配慮する。 ■野生生物の道路への進入防止や脱出を容易にする側溝の採用及びロードキルの回避策を図る。
⑤宅地
<ul style="list-style-type: none"> ■住宅地では、自然の地形を活かした道路や公園、緑地などの空間を確保し、災害に関する地域の自然的特性を踏まえた適切な街づくりを図る。 ■既成市街地では、土地の高度利用や低未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保、道路の整備等を図る。 ■工業用地では、工場立地法に基づき緑地を確保し、住宅区域との間で良好な環境の確保を図る。 ■工場移転や業種転換などによる工場跡地では、土壌汚染調査や対策を講じる。 ■その他の宅地では、良好な環境の確保に配慮し、周辺の土地利用との調整を図るとともに、地域の合意形成を踏まえ、地域特有の景観や環境との調和にも配慮する。
⑥その他(公用・公共用施設用地、レクリエーション用地等)
<ul style="list-style-type: none"> ■造成などによる自然地形の改変を最小限にとどめ、野生生物の生息・生育環境を確保するため、可能な限り残置森林の保全に努める。 ■自然景観との調和を図り、緩衝地帯の設置や農薬の適正使用など、周辺の自然環境に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。 ■歴史的・文化的背景より散在化している個人墓地については、周辺地域の土地利用や自然環境との調和に配慮しつつ、可能な限り集約化を図る。 ■観光の振興、県民価値観の多様化や自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、自然環境の保全を図りつつ、地域住民の生活環境と調和するよう、計画的な有効利用を図る。
⑦低未利用地
<ul style="list-style-type: none"> ■空き地や資材置き場などの都市の低未利用地では、環境に配慮しつつ、再開発用地や防災、自然再生のためのオープンスペース、公共用施設用地などとして再利用を図る。 ■農山漁村の耕作放棄地では、多様な主体による直接的・間接的参加を促進し、各地域の特性や自然環境を踏まえた農地としての活用を図る。
⑧米軍施設・区域
<ul style="list-style-type: none"> ■米軍施設・区域の返還跡地では、汚染物質や不発弾調査及び除去等を図り、公共用施設、宅地及び農地等としての円滑な跡地利用の促進や自然環境の保全に配慮する。 ■人の立入が制限され貴重な動植物が生息・生育してきた地域については、特定外来生物等の侵入防止対策などの管理体制を強化する。

■地域別の配慮指針(環境配慮方針)

「自然環境の保全に関する指針」及び「生物多様性保全利用指針 OKINAWA」では、地域環境の特性に応じた生物多様性の保全・利用に活用できるように、各地域の総合評価ランク及び各種環境情報を環境カルテとしてとりまとめました。環境カルテは当該地域の環境条件や留意事項について概略的かつ網羅的に把握することを目的に作成し、自然環境の保護施策、開発事業における保全措置、利用時の情報源としての利活用を期待するものです。

各環境カルテには、各地域の配慮指針(環境配慮方針)を記載しています。環境配慮方針は、各環境カルテの記載内容のうち、特に配慮すべき情報(総合評価ランク・タイプ、保全優先度^{*}、保護区等の設置状況、特異な自然環境、重要種の分布)を概要的にとりまとめ、各地域での保全・再生等の取組を促進するための環境配慮の方向性を示しています。

陸域と海域の環境配慮方針の記載例は以下のとおりです。

^{*}保全優先度のスコアリング付けの概要については、P.124「8-2 環境技術の開発・活用」を参照。

陸域の環境配慮方針例

原生的な自然が広がる本地域において、生物多様性の維持を図るうえで、保全優先度が高い区域である。特に哺乳類、爬虫類、両生類については、種多様性及び希少性、いずれの観点からも保全優先度が高い。大径木が生育する自然林、森林内を流れる溪流環境、亜熱帯の感潮域に特徴的なマングローブ林が分布している。天然記念物指定の動物など法令による保護種が生息・生育する可能性がある。レッドデータに記載された絶滅危惧種が生息・生育する可能性があり、保全上重要な特定植物群落が分布しており、保全への配慮が求められる。

海域の環境配慮方針例

自然海域が広がる本地域において、生物多様性の維持を図るうえで、保全優先度が高い区域である。特に沿岸魚、海草藻類については、種多様性及び希少性、いずれの観点からも保全優先度が高い。陸から海が連続する自然海岸が一部に残されている。沖縄県選定の重要なサンゴ礁海域、ウミガメ類が産卵のために上陸する可能性のある砂浜が分布しており、これら沿岸環境の保全への取組が求められる。天然記念物指定の動物など法令による保護種が生息・生育する可能性がある。レッドデータに記載された絶滅危惧種が生息・生育する可能性があり、保全への配慮が求められる。

3-2 各種事業の実施における環境配慮指針

本県は、多種・多様な動植物が生息・生育し、豊かで貴重な自然環境を有していますが、人口や観光客の増加、さらには社会経済の発展等により、本県の豊かな自然環境が失われつつあります。

このため、「環境影響評価法」及び「沖縄県環境影響評価条例」では、同法・条例で定める、規模が大きく環境への影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、環境影響評価の手続を定めています(P.109「環境影響評価の推進」を参照)。その他各種事業の実施にあたっては、以下に記す共通事項及び個別事項、本県の自然環境保全の施策となる「自然環境の保全に関する指針」及び「生物多様性保全利用指針 OKINAWA」等に基づき、本県の環境に配慮する必要があります。

3-2-1 共通事項

各種事業の計画等に当たり、当該地域の将来像や自然的状況、社会的状況、各種行政計画・法令等規制状況等に十分配慮して構想を立案するとともに、地域住民や専門家の意見の反映に努める。

各種事業の実施に先立ち、現状の自然環境及び周辺環境把握のための環境調査を実施するとともに、「工事の実施」及び「施設の存在及び供用」における環境調査(モニタリング調査)等を実施する。また、その調査結果の情報公開に努める。

各種事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、事業の実施に伴う周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮するとともに、必要に応じて環境影響評価の手続を実施する。

将来大雨の頻度が増加すると予測されていることから、赤土等流出防止に係る予測等において、気候変動を考慮した環境影響評価(調査、予測、評価及び環境保全措置の検討)を行う。

貴重な動植物の生息・生育環境、優れた景勝地、人が自然と触れ合う重要な場等の貴重な自然や文化財等に影響を及ぼす立地は避けるよう努める。また、原始的な自然が存在し、自然度の高い地域における事業についても同様に、可能な限り回避する。やむを得ずこれらの自然環境を改変する場合は、その改変面積を可能な限り縮小し、環境への影響を低減化して自然の持つ復元能力を極力活かすとともに、消失する自然環境の代償措置を講じる。

自然度の低い場所を改変する場合においても、自然や野生生物に優しい工法の採用に努めるとともに、必要に応じて新たな環境の創出や環境の復元等の措置を講じる。

工期や工法の選定に際しては、野生生物の繁殖時期をさけるなど、その生態に配慮す

建設資材への再生資源の利用に努めるとともに、建設廃棄物の再利用、再資源化を進め

再生可能エネルギーの導入や省資源・省エネルギーに配慮する。

3-2-2 個別事業

①道路の新設及び改築の事業
<ul style="list-style-type: none">● 貴重な動植物の生息・生育環境、優れた景勝地、人が自然と触れ合う重要な場や文化財等に影響を及ぼすルート選定は避けるよう努め、やむを得ない場合は、トンネルや橋梁など、道路構造の工夫により影響の回避に努める。● 通過交通の多い幹線道路については、住宅地や農村集落、学校、病院等の地域住民の生活環境に著しい影響を与える可能性のあるルート選定は避けるよう努め、やむを得ない場合は、環境施設帯を設ける等、道路構造の工夫により影響の回避に努める。● 野生生物の生息・生育環境の分断をできるだけ避け、地域の健全な生態系の保全に努める。● 自然度の高い地域にあっては、生息地の分断等により、野生生物への影響が生じるおそれがあるため、動物の移動路の確保等に努める。● 市街地部での道路新設においては、必要に応じて環境施設帯を設けるなど道路構造の工夫により、大気汚染、騒音・振動の防止に努める。● 透水性舗装等により雨水の地下浸透を促し、地域の水循環を確保するよう努める。● 再生資源を活用した路盤材・アスファルト合材等の利用に努める。● 歩道や中央分離帯、道路法面における緑化や植栽については、可能な限り自生種や各地域に応じた種の活用に努める。● 樹林地や造成緑地、沿道の自然景観の保全に努める。● 無電柱化については、地域の状況を踏まえて必要に応じて実施し、良好なまちなみ景観の形成に努める。
②鉄道又は軌道の建物及び改良の事業
<ul style="list-style-type: none">● 地域社会の分断が生じないようなルート選定や構造物の形式、連絡路の設置等に配慮する。● 低騒音型車両の導入等により騒音・振動の低減に努める。● 駅前には公共空間を確保するよう努め、駅及びその周辺部の整備について、まちの顔としてその地域らしさが現れるような景観上の配慮を行う。
③河川、ダム、放水路又は砂防ダムの設置及び改築の事業
<河川> <ul style="list-style-type: none">● 水辺の自然や水生生物を保全しつつ、河川の持つ浄化機能の維持に努め、やむを得ず改変する場合は、影響の低減や環境の再生に努める。● 上下流、陸域・水域等について、連続した環境を確保するなど河川生態系の保全・再生に努める。● 都市域や農村地域においては、水辺の緑や親水性の確保、形成に努めるとともに、生物の生息・生育空間の積極的な保全・再生に努める。● 河川管理への流域住民の参加、協力を促進するため、計画策定にあたっての住民意見の反映、住民参加組織の結成等に努める。● 河川を活用した環境教育等の展開に努める。● 下流域の自然環境や生活環境の保全に配慮した維持流量の確保に努める。
<ダム> <ul style="list-style-type: none">● 堤体、湛水、骨材等の採取、工事用道路等の整備も含め、自然環境の改変を極力最小化するような場所の選定に努める。● 立地場所の選定にあたっては、湛水による生活環境や地域社会への影響を最小化するよう努める。

- ダム堤体、法面等については、周辺の景観に調和するよう配慮する。
- ダム湖周辺は、自然との触れ合い活動の場として重要であり、親水性が確保された施設や景観の形成に努める。
- ダム湖では、水の対流措置等により、湖水の富栄養化の防止に努める。

④発電所の設置又は変更の事業

- 都市計画等に留意し、住宅地などの地域住民の生活環境に著しい影響を与える立地は避けるよう努める。
- 大気汚染の防止に配慮した燃料の選定を行う。
- 発電所の稼働に伴う大気汚染、騒音・振動等の影響を最小限に防止するため、施設周辺の緩衝帯の確保、適切な処理、低公害型・低負荷型の機器の使用等に努める。
- 発電に伴って生じる温排水については、エネルギー回収に努めるとともに、水生生物等に配慮し、海水温や潮流の著しい変化を生じないように努める。
- 雨水の利用や中水道の導入等により、水の循環利用に努める。
- 燃焼に伴って生じる燃焼灰の有効活用を行う。
- 建屋、煙突等の配置、高さ等については、周辺の景観との調和に配慮する。
- 施設の開放等により地域の環境保全活動に協力する。
- 地球温暖化防止や安全性に配慮した発電計画を検討する。
- 節電やエネルギーの有効活用等について、普及・啓発に努める。

⑤飛行場の設置又は変更の事業

- 自然度の高い地域にあつては、工事計画、飛行計画の工夫等により、騒音や光等による野生生物への影響の低減に努める。
- 住宅地や学校、病院等、地域住民の生活環境に著しい影響を与える可能性のある立地は避けるとともに、非常用・緊急用等を除き、飛行時間や飛行ルートにも配慮する。
- 十分な緩衝施設帯の確保に努める。
- 雨水の利用や中水道の導入等により、水の循環利用に努める。

⑥埋立及び干拓の事業

- 水生生物や野鳥等の貴重な動植物の生息・生育環境、自然海岸、自然との触れ合いの場、漁業資源等に影響を及ぼすような立地は、避けるように努め、やむを得ない場合は、影響をできるだけ最小化するよう努める。
- 埋立用の土砂の確保のために、自然環境への新たな影響を生じないように努める。
- 水質の悪化や生物への影響を低減するため、埋立地、堤防等の位置や形状は、潮流が大きく変化することのないよう配慮する。
- 環境に影響の少ない工法の開発、推進に努め、特に工事中の浚渫、掘削、余水排水等による濁水影響の防止に努める。また、野鳥の生息地等となっている場合は、繁殖や渡りの状況等を踏まえた工事計画とするなど、騒音などの影響の防止に努める。
- 資材等の搬入方法の工夫、陸上の工事用車両の走行経路の工夫、適切な交通誘導等により、周辺生活環境への騒音等の影響の低減に努めるとともに、渋滞の防止や安全性の確保に努める。
- 埋立用の土砂は、有害物質等による汚染がないものであること、外来生物が紛れ込んでいないことを確認する。
- 将来の土地利用、施設配置なども含め、周辺景観との調和に努める。
- 護岸については、周辺景観との調和に配慮するとともに、親水性の高い水辺の形成に努める。
- 海水や海風の影響など地域性を踏まえた海浜植生の再生に努める。
- 海岸や海域の自然の解説板の設置等については、利用者の環境教育に資するよう配慮する。

⑦土地区画整理事業

- 身近に自然と触れ合える場として、良好な樹林地を可能な限り保全するとともに、造成緑地や親水施設の整備に努める。
- 事業の実施にあたっては、周辺の土地利用の状況や下水道、廃棄物処理施設、公共交通機関等の都市基盤の整備状況との整合を図る。
- 大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、地盤沈下等が生じないように配慮する。
- 自然の地表面や緑地の保全に努めるとともに、透水性舗装等により雨水の地下浸透を促し、地域の水循環を確保するよう努める。
- 電波障害、日照障害、風害により、環境に著しい影響が生じないように配慮する。

⑧農地(農用地)の造成及び改良、畜産施設の設置、養殖場の建設の事業

- 農地の造成や森林の整備にあたっては、貴重な動植物等の生息・生育環境や周辺の生態系、下流の水環境等に影響を及ぼさないよう努める。
- 畜産業については、糞尿の適正な処理等により水質汚濁や悪臭の防止に努める。
- 環境保全型農業を推進し、農薬や化学肥料の適正使用等により、水・土壌環境、生態系等への負荷の軽減に努める。
- 施設園芸用プラスチック等の農業廃棄物の削減に努めるとともに、適正な処理を行う。また、畜産の糞尿等については、堆肥化等の有効利用に努める。
- 既存農地の基盤整備にあたっては、水路、ため池などにおける生物の生息・生育環境の保全や健全な水循環の確保、田園景観の保全に努める。
- 農林業を通じた環境教育について、場の提供や情報発信等に努める。
- 養殖施設等の立地にあたっては、自然との触れ合い活動の場や、優れた自然への影響を生じるとような漁場設定は避けるよう努める。
- 養殖等については、餌料の適正な使用等により、海域の水質の保全に努める。
- 水産加工場については、水質汚濁や悪臭の防止に努める。
- 水産加工に伴う残渣等の廃棄物の有効利用及び削減に努めるとともに、適正に処理する。
- 外国種の導入にあたっては、在来水産生物種を駆逐することのないように配慮する。
- 雨水の利用や中水道の導入等により、水の循環利用に努める。

⑨工場団地の造成及び工場又は事業場の建設の事業

- 都市計画に留意し、住宅地、学校、公園などの地域住民の日常生活の場や公共施設に隣接した立地は避けるよう努める。
- 大気汚染、騒音・振動、悪臭などの影響を防止するため、緩衝帯の確保、低炭素エネルギー等への転換、適切な処理施設の整備、低公害型・低負荷型の機器の使用等に努める。
- 資材運搬や通勤による交通渋滞や自動車交通公害を生じないよう、車両走行経路の適正化、資材運搬の合理化、駐車場や荷おろし場の確保、マイカー通勤の削減等に努める。
- 下流部の利水や生態系に留意し、必要に応じて高度処理を行うなどの適正な排水処理に努めるとともに、水の循環利用を図る。
- 製品の生産から流通、消費、廃棄に至る資源の有効利用に配慮した生産を行うとともに、廃棄物の減量化や再利用に努める。
- 有害物質による大気汚染、水質汚濁、地下水汚染、土壌汚染などを未然に防止するため、有害物質の使用や発生を抑制、管理体制や事故時の対応策の強化等を図る。
- 雨水の利用や中水道の導入等により、水の循環利用に努める。
- 施設の周囲の緑化に努める。
- 大規模な壁面や多数の設備類等のデザイン上の工夫など、景観への配慮に努める。

- 自らの環境負荷の把握や環境管理、従業員の環境教育等に取り組む。
- 施設の開放、人的協力等により地域の環境保全活動への協力を努める。
- 事業活動におけるエネルギーの効率的利用に努める。
- 製品の生産から流通、消費、廃棄までを通したエネルギー消費が少ない製品の生産に努める。
- 地球温暖化対策のため、二酸化炭素などの温室効果ガス排出抑制のための計画策定に努める。

⑩住宅団地の建設の事業

- 野生生物の生息・生育環境の確保など地域の健全な生態系の保全や景観に配慮する。
- 良好な樹林地を可能な限り保全し、造成緑地や親水施設の整備に努める。
- 建設にあたっては、周辺の土地利用の状況や下水道、廃棄物処理施設、公共交通機関等の都市基盤の整備状況との整合を図る。
- 大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、地盤沈下等が生じないように配慮する。
- 敷地の緑化や既存樹木の活用に努めるとともに、透水性舗装等により雨水の地下浸透を促し、地域の水循環を確保するよう努める。
- 雨水の利用や中水道の導入等により、水の循環利用に努める。

⑪ゴルフ場、スポーツ・レクリエーション施設、海浜リゾート施設等の建設又は変更の事業

- 事業計画地の選定にあたっては、事業地の環境特性を十分に把握し、周辺の土地利用の状況との整合を図る。
- 野生生物の生息・生育環境の確保など地域の健全な生態系の保全や景観に配慮する。
- 良好な樹林地を可能な限り保全するとともに、造成緑地や親水施設の整備に努める。
- 農薬や肥料の使用に際しては、極力使用を低減するよう努めるとともに水質汚濁の要因とならないよう配慮する。
- 夜間照明による野生生物への影響の低減に努める。
- 利用客による周辺交通量の増加や周辺環境への影響に配慮する。
- 公園・緑地の緑が持つ環境保全機能に留意し、大気浄化、ヒートアイランドなどの都市気象や騒音の緩和に努める。
- 雨水の利用や中水道の導入等により、水の循環利用に努める。
- 自然環境や歴史的遺産を活用した景観など、施設の整備にあたっては、本来、有している環境に配慮する。
- オープンスペースの確保や良好な都市景観の形成に努める。
- 自然との触れ合い活動の場や環境教育に資するような施設とするよう配慮する。
- 地域の生産活動や地域住民の自然との触れ合い活動に支障をきたさないようにするとともに、地域の人々に開かれた空間として利用できるよう配慮する。

⑫廃棄物処理施設の設置又は変更の事業

- 施設の整備にあたっては、周辺の土地利用の状況との整合を図る。
- 廃棄物処理による大気汚染、水質汚濁、悪臭、土壌汚染等が生じないように、施設の適正な維持管理を徹底する。

⑬下水道終末処理場の設置又は変更の事業

- 施設の整備にあたっては、周辺の土地利用の状況との整合を図る。
- 雑用水や修景用水など下水処理水の再利用に努める。
- 下水汚泥等の再資源化や有効利用に努める。
- 下水排熱等を有効利用するための施設の整備に努める。
- 敷地内の緑化を進め、周辺景観との調和を図る。

⑭土石、砂利の採取及び鉱物の採掘の事業

- 展望台、幹線道路などの眺望地点からの景観を著しく阻害するような場所における採取は避けるよう努める。
- 鉱山等については、鉱場からの表流水、浸出水及び排水を適切に処理し、有害物質等による下流の利水、生態系などへの影響の防止に努めるとともに、閉山後の適正な管理又は処理に努める。
- 資源採取に伴う粉じんの飛散防止や廃棄物の適正な処理を行う。
- 運搬車両や工事機械による大気汚染、騒音・振動などの公害を防止するため、走行経路の工夫、低公害型・低負荷型の機械の使用等に努める。
- 景観保全と裸地化による濁水発生の未然防止のため、速やかな緑化に努める。

⑮防波堤の建設及び改良の事業

- 自然の海岸線、干潟や海域の自然を将来に継承するよう事業の必要性和実施方法を慎重に検討する。
- 堤防等の設置にあたっては、潮流の変化等によって周辺の水質の悪化を招かないように、その配置、形状に配慮する。
- 海岸の整備にあたっては、周辺の自然特性、生態系、重要な景観に配慮する。
- 海洋性レクリエーションや地域住民の憩いの場、伝統的行事、漁業活動等に利用されている資源を保全するとともに、これらの利用が行われる場での環境保全と利便性確保など、海と後背地の一体化や景観等に配慮する。
- 堤防、離岸堤等による潮流の変化等により、貴重な海岸地形や人が自然と触れ合う重要な場等への影響が生じないように、位置や形状等に配慮する。
- 地域住民やレクリエーション利用者が集い、交流できるような場の形成に努める。
- 防波堤及び周辺の整備にあたっては、利用者の環境教育、海岸愛護思想の普及と啓発に資するよう配慮する。

⑯その他の事業

- 上記に掲げるもの以外においても環境に影響を及ぼすおそれのある事業については、共通事項に示す事項に従い環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。